

令和7年度 県立大学授業料等無償化制度申請要領

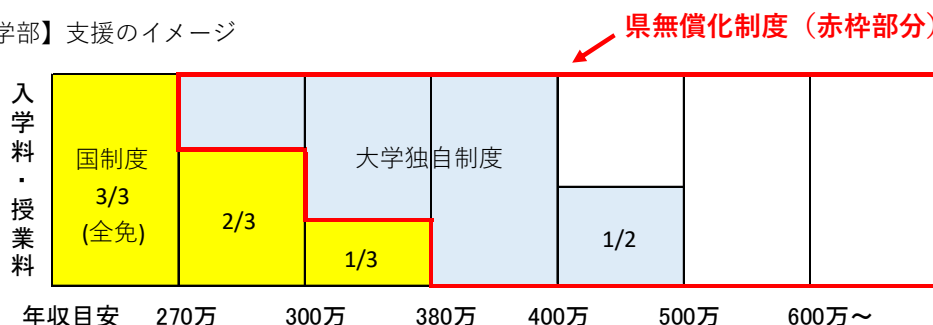
1 制度の趣旨

兵庫県では、安心して結婚や出産、子育てといった将来設計を描くことができるよう若者・Z世代を応援する取組を行っています。そうした中で高等教育の負担軽減施策の一つとして、県内の若者が学費負担への不安なく安心して希望する教育を受けることができるよう、国の高等教育の修学支援新制度（以下、「国制度」といいます。）と併せて、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の県内在住学生を対象に、授業料等無償化制度（以下、「県無償化制度」といいます。）を実施しています。

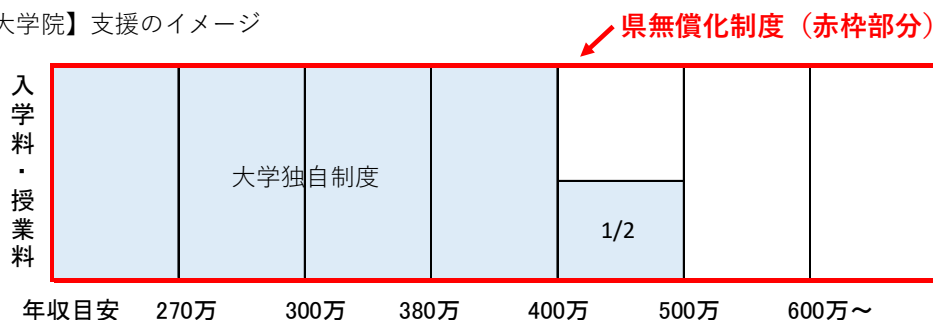
2 制度の概要

国制度と併せて、入学料及び授業料負担を軽減するため、下記イメージ図のとおり授業料等の無償化を行います。

【学部】支援のイメージ



【大学院】支援のイメージ



（注1）上図は、生計維持者（原則、父母）のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の4人世帯の場合の年収目安であり、家族構成等によって異なります。

（注2）令和7年度から、多子世帯（扶養する子が3人以上の世帯）については、国制度で年収制限なく授業料・入学料が無償化されることになっています（学部のみ）が、上記では省略しています。

3 支援の対象となるための要件

県無償化制度の支援を受けるためには、次の(1)～(4)の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 学生等の要件

以下のいずれかの学生（学年）であること。

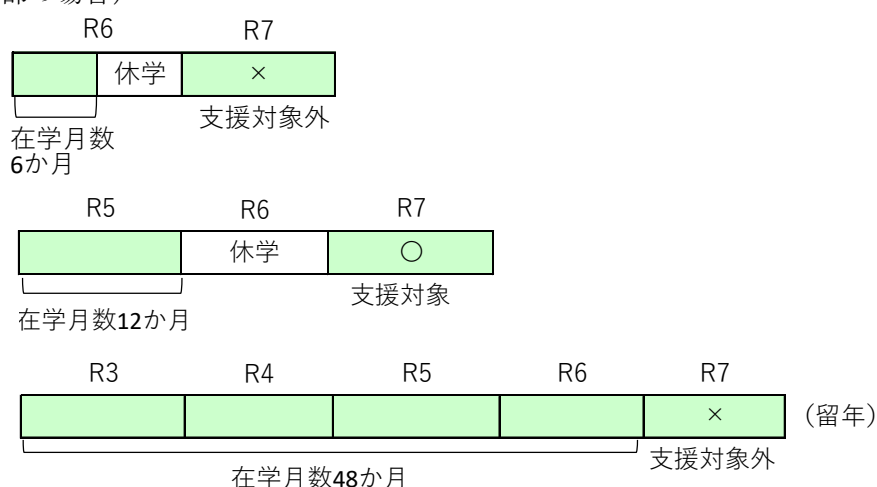
①兵庫県立大学における以下の学生

- ・ 学部 の 2 ～ 4 年生
- ・ 大学院修士課程・専門職課程・博士前期課程（以下「博士前期課程」といいます。）
- ・ 大学院博士後期課程

②芸術文化観光専門職大学における学部の 2 ～ 4 年生

学部においては、これまでに休学した場合、在学月数が令和 7 年 4 月 1 日現在で12か月以上である場合に申請を可能とします。なお、学部・大学院を問わず、支援は修業年限までとします。

（学部の場合）



ただし、外国人留学生（外国人留学生を対象とした入学者選抜により入学を許可された者）は対象外です。

また、修業年限を超えて在学している者（休学期間は含みません）及び、修業年限で卒業又は修了できないことが確定している者については対象となりません。

（修業年限）

学部：4 年	博士前期課程：2 年	博士後期課程：3 年
--------	------------	------------

(2) 県内在住の要件

学生本人及び生計維持者（原則、父母）が、最初に県無償化制度の対象となる年度の令和 7 年 4 月 1 日を基準日として 3 年以上前から引き続き兵庫県内に住所を有していること。

※ 1 県内在住要件は、住民票に記載されている住所により確認・判断します。

※ 2 生計維持者の一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し、兵庫県外に居住している場合、学生及びもう一方の生計維持者の在住要件を満たすことができる場合は対象となります。その場合、単身赴任のため、やむを得ず他府県に居住していることについて、会社の発行する証明書（辞令の写し等）の提出により確認できることが必要です。

〔生計維持者について〕

学生の「生計維持者」は、父母がいる場合は原則として父母（2名）となります。

父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。

これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主たる負担者）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合や社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、学生本人自身が「生計維持者」となります。

生計維持者が父、母いずれかのみの場合及び父母以外の者が生計維持者の場合は、必要に応じて、後日事実関係が確認できる以下の証明書類の提出を求めることがあります。

【生計維持者の事実関係を確認する書類等について】

事 象	証明書類（例）
父母と死別	戸籍謄本、抄本、住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	裁判所による係属証明書、弁護士による報告書
父又は母がDV被害	自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死（行方）不明	自治体や警察署による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	主治医による診断書
学生本人が両親ではなく、配偶者に扶養されている	戸籍謄本、抄本等

(3) 国籍・在留資格等に関する要件

国籍等について、次のいずれかに該当すること。

- ①日本国籍を有する者
- ②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
- ③出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格を持って本邦に在留する者
- ④出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると理事長が認めた者
- ⑤出入国管理及び難民認定法別表第一の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思があると理事長が認めた者

(4) 大学に入学するまでの期間等に関する要件

- ①学部

ア 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、入学した日までの期間が2年を経過していない者

イ 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から入学した日までの期間が2年を経過していない者

ウ 「個別の入学資格審査」を経て大学への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学へ入学した者

②博士前期課程

大学等を卒業後、引き続いて博士前期課程に入学した者で、入学前年度末年齢が24歳までの者。ただし、大学を卒業した後、引き続いて博士前期課程に入学した者のうち、大学在学中に1年間休学したために博士前期課程入学時の前年度末年齢が25歳の者については、支援対象となります。

③博士後期課程

博士前期課程を修了し、引き続いて博士後期課程に入学した者で、入学前年度末年齢が26歳までの者。ただし、博士前期課程を修了した後、引き続いて博士後期課程に入学した者のうち、大学又は博士前期課程在学中に1年間休学したために博士後期課程入学時の前年度末年齢が27歳の者については、支援対象となります。

4 支援に係る申請

(1) 申請時期及び申請手続き

各キャンパスで定められた申請期間内に申請手続きを行って下さい。期限を過ぎての申請は受け付けられませんので、定められた申請期間内に必ず申請手続きを行って下さい。

(2) 提出書類

①県立大学授業料等無償化制度申請書（様式1）

②添付書類

ア 申請チェックリスト

イ 住民票の写し（原本）

申請者（学生本人）と生計維持者（原則、父母）及び扶養親族等世帯全員（続柄記載のもの）が記載されたものを提出して下さい。

（注1）発行日から3か月以内でマイナンバー記載のないものを提出して下さい。

（注2）基準日（令和7年4月1日）以前の3年間において住所の異動がある場合は前住所地の「住民票の除票」（原本）も併せて提出が必要です（3年間における県内住所の有無を確認します。）。

ウ 日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」のシミュレーション結果（学部生のみ）
国制度の対象であるかどうかを確認します。対象とならない場合は提出して下さい。

エ 児童養護施設等の在籍又は退所証明書（様式任意）※該当者のみ

社会的養護を必要とする（していた）方は、施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書、措置解除決定通知書等を提出して下さい。

オ 在留資格及び在留期限がわかる証明書 ※外国籍の方のみ

「在留カード」のコピー、「特別永住者証明書」のコピー、その他「住民票の写し」（原本）等、在留資格・在留期限が明記されているもの
「出入国記録の写し」（原本）（在留資格が「家族滞在」の場合に必要です。詳細はキャンパス窓口を確認して下さい）

5 支援の取消し等

支援対象者が、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、下表のとおり、当該処分の内容に応じて支援認定の取消又は支援認定の効力が停止されます。（支援の認定の効力の停止となった場合は、当該期間において授業料支援（減免）の対象となりません。）

懲戒処分の内容	支援上の措置
退学、停学（3月以上又は期限の定めのないもの）	支援認定の取消し
停学（3月未満のもの）、訓告	支援認定の効力の停止

なお、虚偽の申告や不正の手段により不正に授業料支援（減免）を受けていたことが判明した場合には、県無償化制度対象者としての認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に支援（減免）していた授業料等について返還を求められます。

6 留意事項（①、②については学部生のみ）

- ① 国制度と県無償化制度は別制度です。国制度の対象となる場合は、必ず国制度についても申し込みを行って下さい（②の場合を除く）。国制度に認定されると、授業料等の減免と併せて給付奨学金が支給されます。

なお、国制度の収入基準への該当の有無については、日本学生支援機構（JASSO）ホームページに掲載されている「進学資金シミュレーター」で確認することができます。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

- ② 現在、国制度の区分Ⅰまたは多子世帯である区分（全額免除）の支援を受けている者は、県無償化制度の申請は不要です。
- ③ 審査において、要件確認のために、追加で証明書類等の提出を求めることがあります。

兵庫県の公費による支援であることを踏まえ、令和8年度の県無償化制度の審査の際は、皆さんの学修状況に一定の要件が課されることになっています。

令和8年度の審査にあたっては、令和7年度の成績が判定対象となります。皆さんは今からしっかりと勉学に励んでください。

学部生 以下1.～4.の要件のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

大学院生 以下1.及び3.の要件のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定
2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下
3. 学修の実態（出席率等）などを勘案し、学修意欲が著しく低い状況にあると判断される
4. 2年連続で、警告の要件に該当

ただし、災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は除きます。

【警告の要件】以下のいずれかに該当

- (1) 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下
- (2) 成績（GPA）が学部等において下位4分の1の範囲
- (3) 学修の実態（出席率等）などを勘案し、学修意欲が低い状況にあると判断される

（兵庫県ホームページより）

令和7年度県立大学授業料等無償化制度申請書

令和 年 月 日

兵庫県公立大学法人理事長 様

令和7年度授業料等無償化制度の対象者としての認定を申請します。
この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、支援を打ち切られることがあるとともに、貴学から支援を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。

① 申 請 者	ふりがな 氏 名		大学名	☐ 兵庫県立大学 ☐ 芸術文化観光専門職大学		学年	年
			学部・研究科				
	国 籍	日本 ・ その他 ()			学籍番号		
	入学した年	平成・令和 年 月		年齢 (入学の前年度末時点)		歳	
	卒業した学校等			卒業した年	平成・令和 年 月		
	休学の 有無	無 ・ 有	有の場合 その期間	平成・令和 年 月～平成・令和 年 月			
				平成・令和 年 月～平成・令和 年 月			
	編入学・ 転学部 の有無	無 ・ 有	有の 場合	編入学・転学部前の 学校名・学部名			
				編入学・転学部の時期		平成・令和 年 月	
	現住所	〒 ー 兵庫県 市・町					R4.4.1以降県内での転居
無 ・ 有							
電話番号			メールアドレス				
【学部のみ】日本学生支援機構の減免 (給付奨学金) ※該当の項目にチェック							
☐ A 受給中		支援区分	Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		奨学生番号		
☐ B 申請中 (予定含む)							
☐ C 対象外であるため申請しない →JASSO のシミュレーション結果の提出が必要です							
② 生 計 維 持 者	ふりがな 氏 名		続柄			電話番号	
			現住所	(申請者と異なる場合に記入)			
	ふりがな 氏 名		続柄			電話番号	
			現住所	(申請者と異なる場合に記入)			

〔添付書類〕
☐住民票の写し (原本) ☐チェックリスト
☐JASSO のシミュレーション結果 (「①申請者」の「日本学生支援機構の減免」でCに該当する者のみ)
☐その他 ()

令和7年度県立大学授業料等無償化制度 申請チェックリスト

[学部・研究科]		[氏 名]	
----------	--	-------	--

○要件の確認

すべてに✓がないと申請できません（やむを得ない状況がある場合は除く）

No	チェック項目	✓
1	令和7年4月1日時点で、12か月以上の在学月数（休学期間は含まない）を満たしています。【学部生のみ】	
2	修業年限（学部4年、博士前期2年、博士後期3年）を超えて在学していません（休学期間は含まない）。	
3	必修科目の未履修等により、修業年限で卒業又は修了できないこと（留年すること）が確定している状況ではありません。	
4	令和7年4月1日時点で、わたしと生計維持者（原則、父母）は3年以上兵庫県内に居住しています。	
5	進学時、以下の要件を満たしています。 [学部] 高校卒業の翌年度末から2年以内に入学しました。（2浪まで） [博士前期] 大学卒業後引続き進学し、進学前年度末24歳以下でした。（注1） [博士後期] 博士前期後引続き進学し、進学前年度末26歳以下でした。（注2）	
6	日本学生支援機構の進学資金シミュレーターで国制度の支援対象になるかチェックしました。 ※申請書の「日本学生支援機構の減免に関する情報」欄でCに該当する者のみ	

（注1）大学卒業後引続き兵庫県立大学博士前期課程に入学し、大学在学中に1年間留学や病気で休学した場合は 25歳以下まで可

（注2）博士前期課程修了後引続き兵庫県立大学博士後期課程に入学し、大学若しくは博士前期課程で1年間留学や病気で休学した場合は 27歳以下まで可

○提出書類

No	書 類	✓
1	県立大学授業料等無償化制度申請書	
2	住民票の写し（原本） ・申請者（学生本人）と生計維持者（原則、父母）及び扶養親族等世帯全員（続柄記載）が記載されています ・発行日から3ヶ月以内でマイナンバーは記載されていません ・令和7年4月1日以前の3年間で住所の異動がある場合は、前住所地の「住民票の除票」（原本）も提出します	
3	日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」のシミュレーション結果 ※申請書の「日本学生支援機構の減免に関する情報」欄でCに該当する者のみ	

※これ以外にも、申請要領に記載の必要書類がある場合はもれなく提出して下さい。

※要件の確認のため、追加で資料の提出を求める場合があります。

日本学生支援機構 進学資金シミュレーターの利用方法

- ① 日本学生支援機構のサイトへアクセス
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



②



③

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

ホーム > メニュー > 奨学金シミュレーションメニュー

奨学金シミュレーション 入力にあたって

本シミュレーションについて

このシミュレーションでは、申込者（奨学金を希望される方）の世帯や申込者の生計を維持している人の年収等の情報を入力することで、申込者が奨学金の対象となるか、また対象となる場合に、毎月どれくらいの奨学金を受けられるか、大まかに調べることができます。進路の選択にあたり、ぜひ活用してください。

入力にあたっての注意事項（必ずお読みください）

奨学金の種類

JASSOの奨学金には、返す必要がない給付奨学金と、卒業後に返す必要がある貸与奨学金があります。
このシミュレーションでは、1回の入力で給付奨学金・貸与奨学金の両方を同時にシミュレーションできます。

シミュレーションの種類

ここでは、3種類のシミュレーションを用意しています。
(1) 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生向け）
いくつかの質問に答えることで、受給できる奨学金の大まかな情報を提供するシミュレーションです。具体的には、「どのような収入（所得）の世帯であれば奨学金の基準に該当するの

☒ 注意事項を確認し、免責事項を了承しました。シミュレーションを行います。

奨学金を受けられることができる年収の目安を簡単に知りたい方はこちら

給付・貸与シミュレーション
(生徒・学生の方向け)

START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金の大まかなシミュレーションが行えます。

奨学金を受けられることができるかを詳細に知りたい方はこちら

給付・貸与シミュレーション
(保護者の方向け)

START

世帯の年収等を答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金の詳細なシミュレーションが行えます。

大学院で貸与奨学金を受けられるかどうかを知りたい方はこちら

大学院貸与シミュレーション

START

申込者の年収等を答えて「計算する」ボタンを押すと貸与奨学金の詳細なシミュレーションが行えます。

独立行政法人日本学生支援機構 Copyright © 2018 JASSO. All rights reserved.

給付・貸与
シミュレーション
(保護者の方向け)
をクリック

チェック

④

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

ホーム > メニュー > 奨学金シミュレーションメニュー > 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け)

給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け） 申込方法選択

申込方法 シミュレーションしたい項目を選択してください。

- ☐ 2026年度 予約採用の申込（2026年度に進学し、大学生等になる方）
- ☒ 2025年度 春の在学採用の申込（現在、大学生等の方）
- ☐ 2025年度 秋の在学採用の申込（現在、大学生等の方）
- ☐ 2025年度 適格認定

次へ >

独立行政法人日本学生支援機構 Copyright © 2018 JASSO. All rights reserved.

チェック

クリック

⑤

給付・貸付シミュレーション（保護者の方向け） 情報入力

収入（「年収」や「所得」等）は2023年1年間（1～12月）の情報を入力してください。また、年齢や、世帯（家族の人数等）については、2023年12月31日時点の情報を入力してください。

【生年月日】 申込者の生年月日を入力してください。

- 申込者の生年月日を入力してください。（年）
西暦 年
- 申込者の生年月日を入力してください。（月）
 月
- 申込者の生年月日を入力してください。（日）
 日

【家計】 申込者の生計を維持している人について回答してください。

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。
☒ 共働き ☐ 両親とも専業主婦 ☐ ひとり親 ☐ 申込者自身
☐ その他
- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。
☒ 受けていない ☐ 受けている
- 申込者の生計を維持している人（1人目）の情報を入力してください。
1人目の年齢は、
 歳
1人目の給与収入は、
 万円
公的年金収入は、
 万円
給与・年金以外の所得は、
 万円
- 申込者の生計を維持している人（1人目）は障がい者※ですか。
※ 所得税・住民税における障害者控除の対象となっている場合を指します。詳細な条件は下記をご確認ください。
[国税庁ホームページ\(外部リンク\)](#)
☒ 障がい者でない ☐ 障がい者である
☐ 所得税法に定める特別の障がい者である
- 申込者の生計を維持している人（1人目）の住民税の控除対象となる社会保険料等を入力しますか。
☒ 収入等から算出する（自動で仮計算した金額が控除されます）
☐ 自分で入力する
- 申込者の生計を維持している人（2人目）の情報を入力してください。
2人目の年齢は、
 歳

【家計】 入力の注意点

〔入力内容により入力欄は異なります〕

（1）生計維持者

→原則、父母となります

（2）生年月日

昨年12月31日時点の年齢を入力

（3）収入・所得

2023年1年間（1～12月）の情報を入力

※「給与・年金以外の所得」は、営業所得や農業所得、不動産所得などで負の値になっていないものを想定しています。（所得は、収入から必要経費を差し引いた額です。）

（4）社会保険料等の入力

※生命保険料等の控除額がわかる場合は「自分で入力」、わからない場合は「収入等から算出する」を選択

⑥

【世帯】 申込者の世帯について回答してください。

- 申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（1人目）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。
※ 申込者自身が生計を維持している人ではない限り、申込者も含めてください。
例：申込者の世帯が、生計を維持している人（1人目）、生計を維持している人（2人目）、申込者の親（23歳）、申込者本人（17歳）、申込者の弟（15歳）で、申込者とその弟が生計を維持する人（1人目）に扶養されている場合、「16歳未満の扶養親族の人数」と「16～18歳の扶養親族の人数」にそれぞれ「1」を入力します。その他は0となります。
- 16歳未満の扶養親族の人数
 人
- 16～18歳の扶養親族の人数
 人
- 19～22歳の扶養親族の人数
 人
- 23歳～69歳の扶養親族の人数
 人
- 70歳以上で同居している扶養親族（同居尊属）の人数
 人
- 70歳以上で上記以外の扶養親族の人数
 人
- 扶養している親族の中に障がい者が含まれる場合は、以下も入力してください。
上記及び扶養している配偶者のうち一般の障がい者の人数
 人
上記及び扶養している配偶者のうち同居していない特別の障がい者の人数
 人
上記及び扶養している配偶者のうち同居している特別の障がい者の人数
 人

【進学先】 申込者の進学先について回答してください。

- ☐ 国立 ☒ 公立 ☐ 私立
- ☒ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 専修学校(専門課程) ☐ 高等専門学校
- ☒ 自宅から通学する ☐ 下宿や寮から通学する
- ☒ 昼間(昼夜間講を含む)課程 ☐ 夜間課程 ☐ 通信課程

（5）扶養親族の数

※源泉徴収票等を確認して入力して下さい

※申込者本人も含めます（申込者自身が生計を維持している場合を除く）

クリック

< 戻る

計算する >

⑦

給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け） 結果表示

生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。

参考：支給額算定基準額	153,300円
参考：支給額算定基準額(2人目)	66,900円

なお、あなたは多子世帯に該当する可能性があります。多子世帯の場合、授業料等減免の支援対象となり、授業料等減免は満額の支援となります。
ただしその場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大〇〇〇〇円に調整されます（併給調整といいます）。

※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

貸与奨学金 第二種（有利子）

第二種貸与月額（最大）	120,000円
参考：貸与額算定基準額	153,300円
参考：貸与額算定基準額（2人目）	66,900円

※ 貸与額算定基準額とは、収入や所得から算出される、貸与可能かどうかを決定するための額です。なお、「子どもが3人以上の多子世帯」及び「ひとり親世帯」の場合は、状況に応じて上記の額から一定額が控除されます。

※ シミュレーション結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の結果との差異に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※ 給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額が制限されます（併給調整といいます）。併給調整についての詳細は、下記ページをご覧ください。

給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額（併給調整）
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taio/taio_1shu/kingaku/2019kou.html

※ シミュレーションでは、あなたの入力した情報をもとに仮の金額を算出しています。実際の審査の際に用いる金額は異なることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更されることがあります。

※ 進学先が給付奨学金対象校でなかった場合、当機構の給付奨学金を受けることはできません。なお、給付奨学金を受けるには、成績等の要件も満たす必要があります。

< 戻る

給付・貸与シミュレーション

(生徒・学生の方向け)へ

学生生活費シミュレーションへ

奨学金貸与・返還シミュレーションへ

「生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。」と記載のある場合、申請書と合わせてこのシミュレーション結果の提出が必要です。

現在、国制度を利用していない方で、上記のような記載ではなく「第〇区分」という結果が出た場合は、無償化申請時に、必ずキャンパスの学務課に申し出てください。

⑧

給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け） 結果表示

生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。

参考：支給額算定基準額	153,300円
参考：支給額算定基準額(2人目)	66,900円

なお、あなたは多子世帯に該当する可能性があります。多子世帯の場合、授業料等減免の支援対象となり、授業料等減免は満額の支援となります。

ただしその場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大〇〇〇〇円に調整されます（併給調整といいます）。

※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

貸与奨学金 第二種（有利子）

第二種貸与月額（最大）	120,000円
参考：貸与額算定基準額	153,300円
参考：貸与額算定基準額（2人目）	66,900円

※ 貸与額算定基準額とは、収入や所得から算出される、貸与可能かどうかを決定するための額です。なお、「子どもが3人以上の多子世帯」及び「ひとり親世帯」の場合は、状況に応じて上記の額から一定額が控除されます。

※ シミュレーション結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の結果との差異に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※ 給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額が制限されます（併給調整といいます）。併給調整についての詳細は、下記ページをご覧ください。

給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額（併給調整）
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taio/taio_1shu/kingaku/2019kou.html

※ シミュレーションでは、あなたの入力した情報をもとに仮の金額を算出しています。実際の審査の際に用いる金額は異なることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更されることがあります。

※ 進学先が給付奨学金対象校でなかった場合、当機構の給付奨学金を受けることはできません。なお、給付奨学金を受けるには、成績等の要件も満たす必要があります。

⑦の画面を印刷し、申請書と併せて提出して下さい。

現在、国制度を利用していない方に「第〇区分」という結果が出た場合は、申請時にその旨を学務課に申し出てください。

その場合も、⑦の画面を印刷して持参することが望ましいです。